

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用管理要領

【目的】

第1条

この要領は、平成21年11月13日付け登録第5279621号で商標登録された大阪産(もん)ロゴマーク（以下「本商標」という。）を適正かつ効果的に活用することにより、大阪の農林水産業や食品産業の振興を図るため、本商標の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

【大阪産(もん)の定義と対象品目】

第2条

大阪産(もん)とは、別紙1のとおり、大阪府域で栽培・生産される農産物、畜産物、林産物、大阪湾で採取され大阪府内の港に水揚げされる魚介類及び大阪府域の内水面で生産・採取される魚介類（以下「一次産品」という。）並びに一次産品を直接又は間接的に原材料として使用した加工食品及び一次産品を主な原材料として使用した加工品（以下「二次産品」という。）とする。

【商標権】

第3条

本商標は、別紙2に掲げるものとする。色彩は、原則として別紙2に掲げる多色表示のほか、単色表示（白黒表示）でも使用できるものとする。

- 2 本商標の商標権は、大阪府が所有する。
- 3 本商標は、無断で使用してはならない。
- 4 本商標と誤認される類似の文字及び図形によるロゴマークの使用又は商標登録の出願をしてはならない。

【本商標の使用対象】

第4条

本商標を使用できるものは、別紙3に掲げる指定商品及び指定役務とする。

- 2 二次産品については、使用した一次産品の名称及び使用割合を併記することとする。ただし、一次産品がその二次産品の中核的要素を構成しない場合や類似品と比較して著しくその使用割合等が少ないと判断される場合、その他消費者に誤認を与える恐れがあると判断される場合には、これによらない。

【使用の許可】

第5条

本商標の使用を希望する者は、大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用許可申請書（様式第1の1号）（以下「申請書」という。）を大阪府知事あて提出しなければならない。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- ア 国又は地方公共団体が本商標の使用目的に沿った普及活動を行う場合
 - イ 一次産品の生産者組織（以下「生産者組織」という。）（下部組織含む）（別紙4）に所属する農林水産業者が、第4条に規定する指定商品のうち一次産品に限り、第9条第2項アに基づき本商標を使用する場合
 - ウ 「加工食品に使用した大阪エコ農産物への認証マークの使用許諾について」（平成30年3月28日施行）に基づく大阪エコ農産物を使った加工事業者が、使用許諾を受けた商品に限り、第9条第2項アに基づき本商標を使用する場合
 - エ 大阪エコ農産物販売店登録制度に基づく大阪エコ農産物登録販売店が、認証されている大阪エコ農産物の販売に限り、第9条第2項イに基づき本商標を使用する場合
- 2 大阪府は、申請書の記載内容及び添付資料を審査の上、適当であると認められる場合は、これを許可し、大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用許可証（様式第3号）を交付するものとする。

ただし、大阪府は、本商標の使用許可に際し、必要に応じて条件を付することができるものと

し、また、許可証の交付を受けた者（以下「使用者」という。）がこの要領及びロゴマークの使用細則に違反した場合には、是正の措置を命ずるほか使用許可を取り消すことができる。

- 3 使用者の申請情報については、原則として府ホームページで公開するものとし、その詳細は別に定める。
- 4 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用内容変更届（様式第1の2号。別に定める様式がある場合はその様式）により、すみやかにその内容を届け出るものとする。
 - ア 申請者概要
 - イ 事業者区分
 - ウ 使用する大阪産(もん)種別
 - エ 事業者紹介

【使用期間】

第6条

本商標の使用期間は、前条による使用許可証の交付日から2年が経過した後の年度末までとする。ただし、知事が必要と認める場合は、1年を超えない範囲で、使用期間を延長することができるものとする。

なお、使用を中止する場合は、大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用中止届（様式1の3号）により、使用者はすみやかにその内容を届け出るものとする。

- 2 前項で定める使用期間を過ぎて本商標の継続使用を希望する者は、使用期限日までに第5条第1項の規定に準じ、申請書を大阪府知事あて提出しなければならない。
- 3 前条第1項ウ及びエの場合における本商標の使用期間については、大阪エコ農産物の認証マークの使用許可期間とする。

【電子情報処理組織の使用】

第7条

次の表の左欄に掲げる申請、届出又は報告（以下「申請等」という。）を行う者（以下「申請者」という。）は、当該規定にかかわらず、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請等を行うことができる。また、その申請等は、次の表の右欄に掲げる書面により行われたものとみなして、この要領の規定を適用する。

本商標の使用の申請（第5条第1項関係）	様式第1の1号
本商標の使用内容の変更の届出（第5条第4項関係）	様式第1の2号
本商標の使用の中止の届出（第6条第1項関係）	様式第1の3号
本商標の使用の継続の申請（第6条第2項関係）	様式第1の1号
本商標の使用内容の報告（第12条第2項関係）	様式第2号

- 2 前項の規定により行われた申請等は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに知事に到達したものとみなす。

【本商標の権限】

第8条

使用者（第7条の規定により許可されたものと見なされる者を含む。）は、無償で本商標を使用できるものとする（以下この権限を「使用権限」という。）

- 2 使用権限を有する者は、関係法規を遵守するとともに、本商標の機能を損なう、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。
- 3 使用権限を有する者は、他人にこの権限を譲渡することはできない。

【本商標の表示条件及び表示方法】

第9条

本商標は、第4条に規定する商品及び役務でなければ表示してはならない。

- 2 本商標は、使用者の区分により次のとおり使用できるものとする。なお、使用の詳細は別に定める。
- ア 農林水産業者、食品加工業者（他事業者に委託して製造する者を含む。）及び加工業者（他事業者に委託して製造する者を含む。）による使用
- ・前項に規定される商品及び当該商品を収容する容器又は包装紙（以下「商品等」という。）への表示（シールに印刷し商品等に貼付表示することができるほか、容器又は包装紙に直接印刷表示することができる。）
 - ・使用者自らが生産・製造した第4条に規定する商品等の販売場所・コーナー（直売所、大阪産（もん）コーナー等）、ホームページ上で行う広告宣伝のための掲載
 - ・大阪産（もん）の普及啓発及び販売促進のために作成するポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、のぼり、看板等の宣伝資材、名刺への表示
- イ 販売業者による使用
- ・第4条に規定する商品等の販売場所・コーナー（直売所、大阪産（もん）コーナー等）、ホームページ上で行う広告宣伝のための掲載
 - ・大阪産（もん）の普及啓発及び販売促進のために作成するポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、のぼり、看板等の宣伝資材、名刺への表示
 - ・法令等（生鮮食品品質表示基準）に基づく原産地（大阪府）の表示又は伝達がされている場合、商品等への表示
- ウ ホテル業・飲食提供業者による使用
- ・第4条に規定する商品を使用した料理店でのメニュー、ポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、店頭等でののぼり、看板等の宣伝資材への表示、ホームページ上で行う広告宣伝のための掲載
- エ 大阪産（もん）サポーターによる使用
- ・大阪産（もん）の普及啓発を積極的に行う事業者（上記ア、イ、ウの区分で申請しうる業種の事業者を除く。）によるポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、のぼり、看板等の宣伝資材、ホームページ上で行う広告宣伝のための掲載
- 3 利益を得ることを目的として、前項による宣伝資材を販売してはならない。

【使用許可の取り消し】

第10条

以下の各号のいずれかに該当する場合は、知事はその使用を取り消すことができる。

- ア 使用者が本定め及びロゴマークの使用細則に拠らず、ロゴマークを濫用し、又は、大阪産（もん）のプロモーションの趣旨が損なわれると認められる場合
- イ 使用者からの申請（変更）内容に虚偽があると認められた場合
- ウ 使用者が第5条第2項後段に該当する場合
- エ 使用者が第12条第1項による調査、指示等に従わない場合
- オ 使用者が第12条第2項による報告の求めに従わない場合
- カ 使用者からの報告内容に問題があると認められる場合
- キ ロゴマークの使用が認められず、今後も使用すると認められない場合

【事故、苦情の処理】

第11条

本商標を使用した商品等又は役務に係る事故、苦情（以下「事故等」という。）が発生した場合は、使用者が使用者の責任の下に処理しなければならない。

- 2 前項に規定する事故等については、速やかに大阪府に報告しなければならない。
- 3 第1項に規定する事故等については、大阪府はその責を負わないものとする。

【調査及び報告】

第12条

大阪府は、本商標の使用権限を有する者に対し、その使用に関し必要と認められる場合には、本

商標に係る商品等又は役務内容を閲覧し、若しくは提出を求め、若しくは立ち入り等の調査を行う、又は指示をすることができるものとする。

2 本商標の使用権限を有する者は、大阪府から求められた場合には、様式第2号によりその使用実態の報告を行わなければならない。

【その他】

第13条

この要領に定めるもののほか、本商標の使用管理につき必要な事項又は疑義が生じた事項については、関係者と協議の上、大阪府知事が決定するものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年8月3日から施行する。

この要領は、平成23年3月22日から施行する。

この要領は、平成26年11月19日から施行する。

この要領は、平成28年3月1日から施行する。

この要領は、平成30年1月19日から施行する。

この要領は、平成30年4月17日から施行する。

この要領は、令和3年2月18日から施行する。

附 則

大阪産(もん)のプロモーションに向けたロゴマークの使用に関する要領(平成21年3月26日施行)は廃止する。

なお、同要領に基づいて行われた平成22年3月31日以前の届出分は、同要領の廃止による再申請は要しないものとする

(別紙1)

■大阪産(もん)の定義と対象品目

	対象とする産品	品目例
一次産品	大阪府域で栽培される農産物	なにわ特産品（府の選定） なにわの伝統野菜（府認証） 大阪エコ農産物（府認証）
		その他の農産物
	大阪府域で生産される畜産物	なにわ黒牛 なにわポーク 大阪の地玉子 その他畜産物
		大阪湾で採取され大阪府内の港に水揚げされる魚介類
	大阪府域の内水面で生産・採取される魚介類	河内ぶな
大阪府域で生産される林産物	おおさか河内材 池田炭	
二次産品	大阪府産の一次産品を直接又は間接的に原材料として使用した加工食品	大阪府産みかんのペーストを使用したみかん餡パン 大阪府産ちりめんじゃこを使用したおにぎり
	大阪府産の一次産品を主な原材料として使用した加工品	大阪産木材を加工した木工品 大阪産木綿を加工したタオル 大阪産糸瓜を加工したスポンジ

※産地表示は、J A S法の規定を準用する。

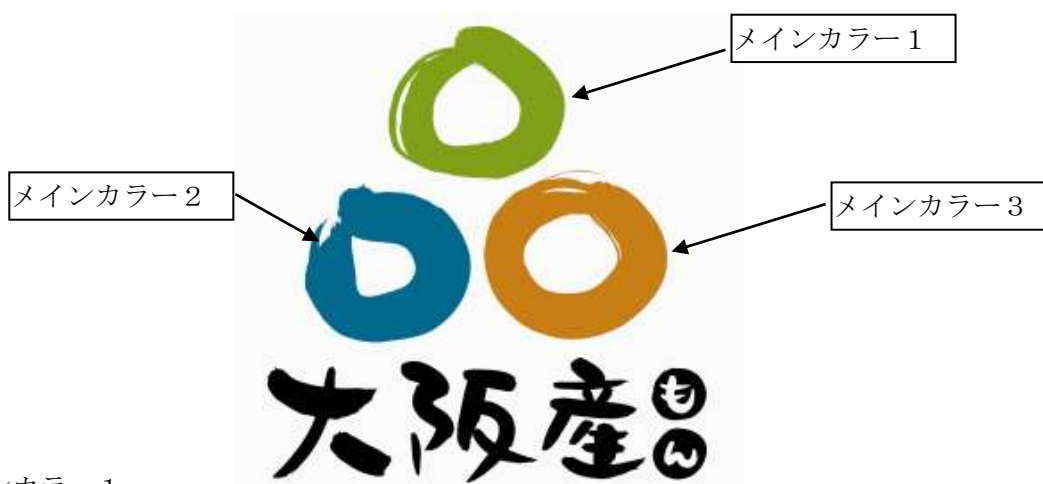
※加工食品とは、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号に）第2条に規定するものをいう。

(別紙2)

大阪産(もん)ロゴマーク



■カラー表示



- ・メインカラー1
プロセスカラーの場合 C60% M20% Y100%
特色単色DIC-N832 (萌葱色)
- ・メインカラー2 C100% M40% Y40%
特色単色DIC-N883 (孔雀青)
- ・メインカラー3 C20% M60% Y100%
特色単色DIC-N748 (金茶色)

※カラー印刷の場合は、必ずカラーマニュアルの定めるカラーに沿って印刷すること。

※ただし、素材等によって濃度変更は差し支えない。

メインカラーを使用できない背景や背景色が濃い場合は、白抜きで表示する。

■単色表示

- ・モノクロの場合

メインカラー1, 2, 3は、スミ75%

大阪産(もん)の文字は、スミ100%

- ・その他単色の場合

メインカラー1, 2, 3、大阪産(もん)の文字ともに単色100%

※原則として印刷条件の関係でカラー表現が出来ない場合に使用する。さらに、モノクロにおける網版使用が出来ない場合はマーク、ロゴともにスミ100%で印刷してもかまわない。

■デザイン

- 基本構成



- 縦書き



- 横書き



■キャッチフレーズ

○ロゴマークの使用に併せて、「こだわるなら」「いいもん、うまいもん」「大阪産(もん)入荷しました」などのキャッチフレーズを使用してもかまわない。

ただし、キャッチフレーズの記載は、ロゴマークをメインシンボルとして、補助的な表現にとどめるとともに、別に定める表示禁止事項に留意すること。

※別に定める表示禁止事項

次に掲げる事項は、これを表示しないこと。

- ・品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語（品評会等で受賞したものと同一仕

様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。) 及び
官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語

- ・商品の名称、原材料名、原料原産地名、内容量等の表示事項の内容と矛盾する用語
- ・その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

また、他のイラストやデザインと本商標を組み合わせると本商標を改変しないこと

(別紙3)

(指定商品及び指定役務)

- 大阪産の燃料、大阪産の工業用油、大阪産の工業用油脂
- 大阪産の木材
- 大阪産の食用油脂、大阪産の乳製品、大阪産の食肉、大阪産の卵、大阪産の食用魚介類（生きているものを除く。）、大阪産の肉製品、大阪産の加工水産物、大阪産の加工野菜及び大阪産の加工果実、大阪産の豆腐、大阪産の豆乳、大阪産の加工卵、大阪産のふりかけ、大阪産の豆
- 大阪産の茶、大阪産の菓子及びパン、大阪産の調味料、大阪産の香辛料、大阪産のアイスクリームのもと、大阪産のシャーベットのもと、大阪産の穀物の加工品、大阪産のぎょうざ、大阪産のしゅうまい、大阪産のすし、大阪産のたこ焼き、大阪産の肉まんじゅう、大阪産のべんとう、大阪産の即席菓子のもと、大阪産の米、大阪産の食用粉類

- 大阪産の生花の花輪、大阪産の食用魚介類（生きているものに限る。）、大阪産の海草類、大阪産の野菜、大阪産の果実、大阪産のあわ、大阪産のごま、大阪産のそば、大阪産のとうもろこし、大阪産のひえ、大阪産の麦、大阪産のもろこし、大阪産の木、大阪産の草、大阪産のドライフラワー、大阪産の苗、大阪産の苗木、大阪産の花、大阪産の盆栽

- 大阪産の清涼飲料、大阪産の果実飲料、大阪産の乳清飲料、大阪産の飲料用野菜ジュース
- 大阪産の日本酒、大阪産の洋酒、大阪産の果実酒、大阪産の薬味酒
- 飲食物の提供
- 大阪産木材を加工した木工品、大阪産木綿を加工したタオル、大阪産へちまを加工したスポンジ、
【大阪産農林水産物を主な原材料に使用した加工品に限る。】

(別紙4)

大阪産(もん)生産者組織名
J Aグループ大阪 (大阪府農業協同組合中央会)
大阪府漁業協同組合連合会
大阪府森林組合
一般社団法人 大阪府畜産会
大阪府総合畜産農業協同組合連合会

(様式第1の1号)

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用許可申請書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者 住所 (〒)

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

企業・団体名

代表者役職

代表者氏名

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職、氏名)

大阪産(もん)商標登録ロゴマークの使用に当たり、大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用管理要領(平成22年4月1日制定)の規定に基づき、使用許可を申請します。

記

1 申請者概要

申請区分 (いずれかに○)		新規	/	継続	/	不明
申請者 情報	ふりがな					
	企業・団体名					
	ふりがな					
	代表者役職・氏名	役職		氏名		
	所在地	〒 (-)				
	電話番号 (代表)					
	ファックス番号					
ホームページアドレス						
担当者 情報	所属					
	ふりがな					
	担当者役職・氏名	役職		氏名		
	電話番号					
メールアドレス						

<留意事項>

※申請者欄の押印は不要です。

※使用期間は、使用許可証の交付日より2年後の年度末までです。使用期間満了前に上記メールアドレス宛に継続手続きのご案内をお送りします。

例) 交付日: 令和3年5月1日 → 使用期間満了日: 令和6年3月31日

2 取組内容

(1) 事業者区分

※当てはまる項目すべてにチェックしてください。自社生産した農林水産物又はその加工品を直接販売及び直売所出荷等している場合は、①と②の両方にチェックしてください。

- ①生産者・製造者（例：農林水産漁業者、食品加工業者）
②販売者（例：自社製品を自ら販売する者、スーパー、卸業者、ECサイト運営者）
③飲食提供事業者（例：飲食店、ホテル、キッチンカー）
④大阪産(もん)サポーター（例：イベント開催、出版、その他①～③に該当しない事業を行う者）

(2) 使用する大阪産(もん)種別（当てはまる項目すべてにチェックしてください。）

- 農産物 畜産物 水産物 林産物

(3) 取組詳細 ※(1)で「事業者区分」でチェックしたすべての項目についてご記入ください。

①生産者・製造者

生産している 農林水産物	(生産している主な品目)
	(生産市町村)
製造している 加工食品（又 は木工品等） の製造	(製造している主な商品名)
	(使用している府内産食材)
	(仕入先)

②販売者

農林水産物、 加工食品（又 は木工品）の 販売	(販売店舗名)
	(販売している農林水産物又は商品名)
	(仕入先)

③飲食提供業者

飲食の提供	(飲食店名)
	(提供メニュー)
	(使用している府内産食材)
	(仕入先)

④大阪産(もん)サポーター ※使用内容を記載

例) 大阪産(もん)関連イベントの開催、出版物でのロゴマークの掲載

3 事業者紹介

(1) 消費者向け100文字PR ※できるだけ具体的に記載してください。

(2) イメージ画像の提出

代表商品の写真や店舗外観等が分かる画像を下記メールアドレス宛に2枚お送りください。

提出先：ryutsutaisaku-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp

※画像は横長で、ファイル名は半角英数字で「(撮影日)_(事業者名)_(画像内容)」としてください。

例) 2020年11月3日に撮影した株式会社大阪産(もん)の店舗外観写真の場合

ファイル名「20201103_osakamon_tempo」

4 申し立て事項 (□にチェック)

本申請に当たり、次の(1)～(5)の内容について申し立てます。

(1) 本申請に当たり、提出した資料については、事実に相違ありません。

はい / いいえ

(2) 大阪産(もん)ロゴマーク使用管理要領及び大阪産(もん)ロゴマーク使用細則を遵守して本商標を使用します。

はい / いいえ

(3) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等(以下「代表者等」という。)が、大阪府暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者ではありません。

はい / いいえ

(4) 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者ではありません。

はい / いいえ

(5) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者ではありません。

はい / いいえ

5 申請情報の公表 (□にチェック)

上記申請情報(添付画像も含む。代表者氏名、担当者情報、仕入先は除く)を公開(府ホームページに掲載)することに同意されますか。

同意します。 / 同意しません。

6 大阪産(もん)使用事業者限定メールへの登録 (□にチェック)

登録します。 / 登録しません。

<登録者及びE-mail>

担当者情報に同じ その他 @ (担当者所属・氏名:)

(様式第1の2号)

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用内容変更届

年 月 日

大阪府知事 様

申請者 住所 (〒)

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

企業・団体名

代表者役職

代表者氏名

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職、氏名)

大阪産(もん)商標登録ロゴマークの使用について、下記のとおり変更(追加又は削除を含む)したいので申請します。

記

1 使用許可番号

第 号

2 変更内容

《変更項目》

変更したい項目にチェックしてください。

- (1) 申請者概要
- (2) 事業者区分
- (3) 取り扱っている大阪産(もん)の種別
- (4) ((2)、(3)を変更する事業者のみ) 取組詳細
- (5) 事業者紹介(消費者向け100文字PR)

《変更内容》

前項でチェックを入れた項目について、変更内容を記入してください。

(1) 申請者概要

申請者 情報	ふりがな	
	企業・団体名	
	ふりがな	
	代表者役職・氏名	役職 氏名
	所在地	〒 (-)
	電話番号(代表)	
	ファックス番号	
ホームページアドレス		

担当者 情報	所属	
	ふりがな	
	担当者役職・氏名	役職 氏名
	電話番号	
	メールアドレス	

(2) 事業者区分

※当てはまる項目すべてにチェックしてください。自社生産した農林水産物又はその加工品を直接販売及び直売所出荷等している場合は、①と②の両方にチェックしてください。

- ①生産者・製造者（例：農林水産漁業者、食品加工業者）
②販売者（例：自社製品を自ら販売する者、スーパー、卸業者、ECサイト運営者）
③飲食提供事業者（例：飲食店、ホテル、キッチンカー）
④大阪産(もん)サポーター（例：イベント開催、出版、その他①～③に該当しない事業を行う者）

(3) 使用する大阪産(もん)種別

- 農産物 畜産物 水産物 林産物

(4) 取組詳細（ ）、（3）を変更する事業者のみ

①生産者・製造者

生産している 農林水産物	(生産している主な品目)
	(生産市町村)
製造している 加工食品（又 は木工品等） の製造	(製造している主な商品名)
	(使用している府内産食材)
	(仕入先)

②販売者

農林水産物、 加工食品（又 は木工品）の 販売	(販売店舗名)
	(販売している農林水産物又は商品名)
	(仕入先)

③飲食提供業者

飲食の提供	(飲食店名)
	(提供メニュー)
	(使用している府内産食材)
	(仕入先)

④大阪産(もん)サポーター ※使用内容を記載

例) 大阪産(もん)関連イベントの開催、カタログでのロゴマークの掲載

(5) 事業者紹介 (消費者向け100文字PR)

(様式第1の3号)

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用中止届

年 月 日

大阪府知事 様

申請者 住所 (〒)

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

企業・団体名

代表者役職

代表者氏名

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職、氏名)

大阪産(もん)商標登録ロゴマークの使用について、下記のとおり中止しますので届け出ます。

記

1 使用許可番号
第 号

2 中止理由

--

担当者 連絡先	役職・氏名	役職	氏名
	電話番号		
	ファックス番号		
	メールアドレス		

(様式第2号)

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用状況報告書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者 住所 (〒)

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

企業・団体名

代表者役職

代表者氏名

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職、氏名)

大阪産(もん)商標登録ロゴマークの使用について、下記のとおり報告します。

記

使用者名	
取組内容 (扱い品目等)	
使用期間	
実施内容の概要	販売店名・使用者名 場所・連絡先 大阪産(もん)の仕入先 ロゴマークの使用内容
その他	

※ロゴマークを使用した掲載物の原本、又は使用状況が確認できる写真等を添付してください。

(様式第3号)

大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用許可証

年 月 日

(申請者氏名) 様

大阪府知事

年 月 日付けで使用許可申請のあった商標登録マークについては、下記のとおり許可します。

なお、商標登録マークの使用にあたっては「大阪産(もん)商標登録ロゴマーク使用管理要領」並びに関係法規の遵守をお願いします。

記

- 1 使用許可番号：第〇〇号
- 2 使用対象等：
- 3 使用期限：〇〇年3月31日